

「二条公園ザイルクライミング修繕」仕様書

京都市建設局 北部土木みどり事務所
(担当:谷、岡本 TEL:075-492-3111)

1 業務名

二条公園ザイルクライミング修繕

2 業務の目的

二条公園に設置しているザイルクライミングにおいて、ロープ被覆の経年劣化により内部のワイヤが露出している。

本業務は、ワイヤの損傷進行を未然に防ぎ、公園利用者の安全及び利便性を回復するため修繕を行うものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年8月31日まで

4 履行場所

京都市上京区主税町 地内(二条公園)

5 業務範囲

別紙「位置図」及び「現況写真」のとおり

6 業務内容

- ・ ザイルクライミング(株式会社コトブキ製)ロープのワイヤ露出箇所に対し、既存ロープを活かしたヤーン(補修用糸)巻き工法にて修繕を行うこと。
- ・ 修繕延長は約90mを想定するが、受注者は施工前に現地において補修が必要な箇所を詳細に確認し、適切に施工を行うこと。なお、見積にあたっては現地確認の結果を踏まえ、必要な費用をすべて含めるものとする。
- ・ 修繕に使用するヤーン(補修用糸)は、耐候性・耐摩耗性・耐水性に優れたポリエステル繊維等の高強度合成繊維材とし、既存のロープと同等品以上の品質及び強度を有するものを使用すること。
- ・ ヤーン(補修用糸)の色彩については、既存同系色(赤色)とすること。
- ・ 施工にあたっては、ロープの柔軟性を損なわないよう適切なテンションで均一に巻き上げること。
- ・ 巻き上げたヤーンは、巻き始めや巻き終わりの端末部分を含め、使用中の解れや剥がれを確

実に防止するため、シアノン接着剤を用いて強固に保護処理・固定を行うこと。

- ・ 作業着手前に監督職員と作業工程や安全対策について協議した後、作業に着手すること。

7 支払条件

業務完了後、履行場所において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

(1) 費用について

- ・ 本作業に要する材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・ 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び発生材の処分費は本業務に含む。

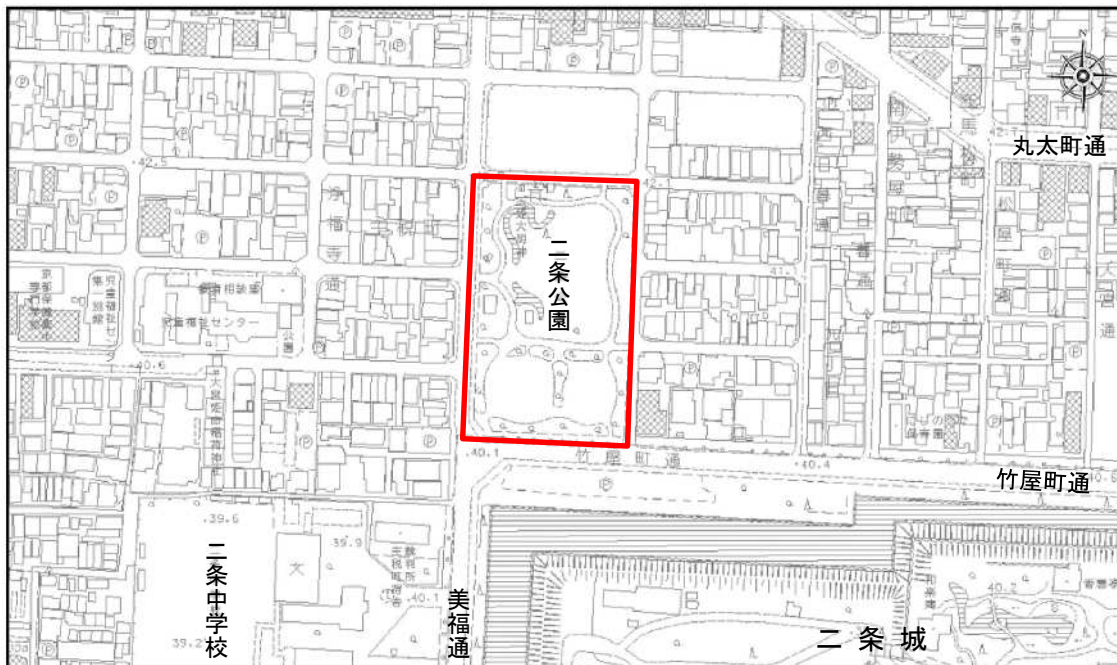
(2) 安全・施工について

- ・ 作業にあたっては公園利用者や近隣住民等の安全に十分配慮し、適切な安全対策のうえ実施すること。
- ・ 作業中はカラーコーンやバー、立入禁止表示等を設置し、公園利用者が作業範囲内に立ち入らないよう確実に安全措置を講じること。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- ・ 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- ・ 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

(3) 提出書類

- ・ 業務完了後、速やかに以下の完了書類を提出すること。
業務完了報告書
請求書
作業写真(着手前、作業中、完了時を定点撮影したもの)

【別紙】
位置図



修繕箇所 位置図



ザイルクライミング修繕 N=1 基
(既存ロープヤーン巻き修繕1式)

【別紙】

現況写真(ザイルクライミング)



既存ロープ摩耗状況写真

